(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市外国人観光客高速バス運行支援事業補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、外国人観光客の利用促進や交流人口を拡大させるために行う 高速バスの運行事業を支援し、もって本市の観光振興を図ることを目的として交 付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表 第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる額に同表第4欄に掲げる補助率を乗 じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、 それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
 - (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額
 - (3) 補助事業に係る事業計画の大幅な変更

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第 2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

- 第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の 日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、 それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

別表(第3条、第4条、第5条関係)

区 公	1 補助事業	2	補助事業者	3 補助対象経費	4	補助率
区 分 外国人観光客高速バス運行支援事業		(1) 社	日本交通株式会 日ノ丸自動車株	次に掲げる経費の合計額 (1)外国人観光客の利用者数1人につき、利用区間の通常料金から1,000円(6歳から11歳までの者は500円)を差し引いた額(2)チラシの作成、申込書の作成、看板・案内表示の作成、ホームページの作成、旅行会社等への広報等の実施に必要な経費 (3)前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費		/10

鳥取市外国人観光客高速バス運行事業計画(報告)書

区分			内容		
1. 事業予定期間・運行日数	開始終了	年年	月 月	日 日 (日間)
2. 運行便数・運行時刻・運賃					
3. 乗客人数(総数)					

鳥取市外国人観光客高速バス運行事業収支予算(決算)書

(収入の部) (単位:円)

科目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

(支出の部) (単位:円)

科目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		